

議案参考資料（その３）

○公用車の物損事故について（報告第１５号関係）	（ １ ）
-------------------------------	-------

公用車の物損事故について（報告第 15 号関係）

1 経緯

令和 4 年 10 月 14 日午前 11 時頃、本市こども未来部会計年度任用職員の運転する公用車が、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有地の駐車場から左折する際、当該地内のフェンスに接触し、その一部を損傷させた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該会計年度任用職員が公用車を左折させる際に左側の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記 3 のとおり示談した。

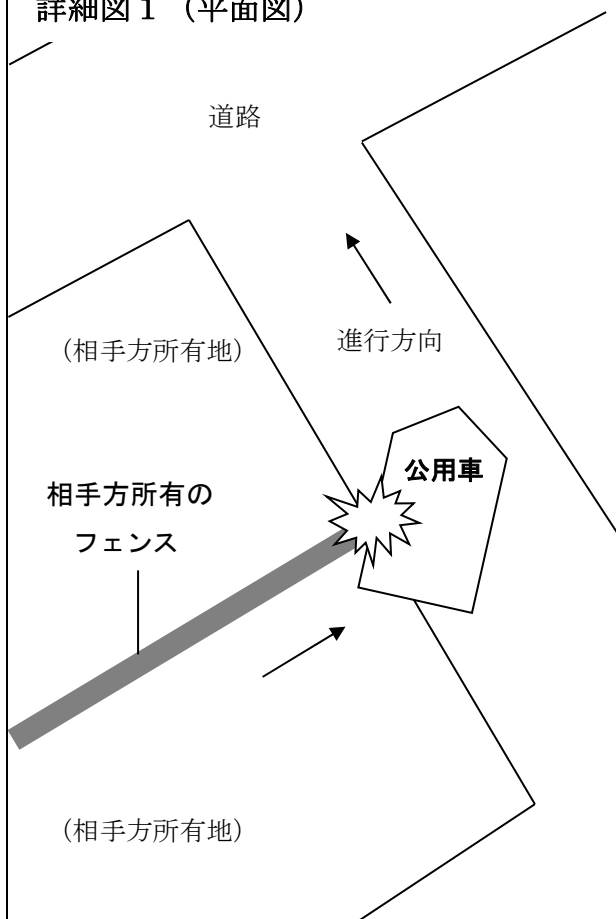
なお、当該会計年度任用職員には、今後は、周囲の状況を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額 49,500 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (側面図)

